令和８年９月愛荘町議会定例会会議録

令和８年９月８日（火）午前９時２０分開議

議　事　日　程（第３号）

日程第　１　一般質問

日程第　２　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第　３　議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例

日程第　４　議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

日程第　５　議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）

日程第　６　議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　７　議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　８　議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第１号)

日程第　９　議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１０　議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１１　議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１２　議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１３　議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第１４　議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第１４

出席議員（１２名）

１番　岡　本　志穂美	２番　久　山　幸　代
３番　メンドーザ智子	４番　久保田　正　利
５番　小　菅　久　宣	６番　中　川　喜代和
７番　澤　田　源　宏	８番　村　西　作　雄
９番　村　田　　定	１０番　瀧　　すみ江
１１番　竹　中　秀　夫	１２番　河　村　善　一

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知	教育長	徳田　寿
企画政策監 兼くらし安全環境課長事務取扱	羽田順行	総務政策監	生駒秀嘉
福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀	産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	水谷徹也
教育次長 兼教育振興課長事務取扱	西川傳和	経営戦略課長 兼行革・ＤＸ推進室長	久保川瑞穂
契約管財担当課長	外川孝司	公共施設最適配置推進室長	森野直樹
税務課長	藤澤雅史	会計管理者	阪本　崇
みらい創生課長	山本拓也	人権政策課長	藤野知之
福祉課長	田中孝幸	子ども支援課長	増居志穂
住民課長	北岸純子	農林振興課長	楠　真二
建設・下水道課長	野々村直幸	学校教育担当課長	西澤仁志
給食センター所長	小林充周	生涯学習課長	清水惠一
図書館長	三浦寛二		

事務局職員出席者

議会事務局長	陌間秀介	書記	伊谷一真

開議　午前９時２０分

◎開議の宣告

○議長（河村善一議員）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一議員）　本日の議事日程は、配付のとおりです。

○議長（河村善一議員）　日程第１　一般質問を行います。

昨日９月７日に引き続き、２名の一般質問を行います。

今期定例会より、町職員の人件費を抑制することなどを目的に、議員の発言時間を３０分以内から２０分以内に変更しました。また、町執行部の答弁については結論から発言し、結論に至った理由などは明瞭簡潔に発言することで進めていきます。

さらに一般質問に係る注意事項を申し上げます。５月１１日全員協議会で申し上げた事項、タブレットの本会議９月定例会一般質問にも格納してありますので、質問通告、再質問、質問回数については、資料掲載のとおり進めます。特に答弁の疑義に関係なく追加質問されているような場合は取扱いできませんので、よろしくお願いいたします。

◇　瀧　すみ江議員

○議長（河村善一議員）　それでは一般質問を続けます。１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　１０番、瀧　すみ江。５項目について一問一答で一般質問を行います。

まずはじめに、災害対策について２点質問します。

熊本地震と千葉豪雨、その後も大雨による被害がありました。犠牲になられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

１点目には、学校体育館のエアコン設置についてです。熊本地震により避難所にもなる学校体育館のエアコンの必要性がより明らかになりました。３月議会での私の質

問に対して町長は、早急に取り組んでいきたいと答弁しています。学校体育館へのエアコン設置について、進捗状況と今後の計画について答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行）　現時点におきまして、学校体育館での空調設備として、可動式もしくは常設型設備とするか、導入時期などは検討中であります。

現在、県内自治体でも導入が進んでいることから、先進的に設置し、運用されています施設の視察などを行い、課題や費用対効果などの情報を収集してまいります。

こうした視察等をはじめ、空調設備に関する知見を広めることで、当町の施設に適した手法、有利な財源により整備を進めていくよう、所管課と連携し取り組んでまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　今ほど答弁がありました設備と財源について再質問します。エアコンは、効果的に使える常設型設備を求めます。また、どのような補助金を検討しているのか答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行）　繰り返しになりますが、学校体育館の空調設備につきましては、所管課と緊密に連携を図りながら、各施設に適した整備手法や国・県の有利な財源の活用を視野に入れて導入を進めていく考えであり、現時点において常設型空調設備とするか否かについての明言は差し控えさせていただきます。

今後は、施設ごとの面積や断熱性能、気密性といった諸条件を踏まえ、空調機器に求められる能力をはじめ、導入費用や維持管理費などのコスト面、さらには耐用年数なども含めて総合的に考慮し、最適な手法を慎重に検討してまいります。

また、補助金の関係でございますが、一般財源の負担を軽減するため、文部科学省の学校施設環境改善交付金や総務省の緊急防災・減災事業債の活用を検討します。さらに、内閣府の地域未来交付金などあらゆる国・県の補助制度の情報収集に努め、優位な財源の確保に向けて精査してまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　気候変動で、今までにない暑さや災害が発生していま

す。早期の設置を求めて次の質問に移ります。

２点目には、聞こえない、聞こえにくい方への対策についてです。

聴覚障害者災害救援中央本部は、次のような状況を説明しています。災害が起こった場合、聞こえない、聞こえにくい方は避難所でのアナウンスが分からないなど、必要な情報を得ることが難しい状況に置かれ、周囲から理解されることが難しく孤立する心配があります。災害に備えて筆談ボードの用意も必要と考えます。

罹災証明の手続や生活再建の手続、仮設住宅への移行や制度の利用など、復興へのプロセスにおいても手話言語による情報保障が欠かせません。本町のように、手話通訳者が設置されていない場合は、災害時は特に緊急の手話通訳の手配が難しいと思います。災害時における、聞こえない、聞こえにくい方への対応について答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　くらし安全環境課長。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行）　避難所において、聞こえない、聞こえにくい方に対して情報発信する際には、掲示板やホワイトボード、筆談などを活用し、音声だけに頼るのではなく、文字や数字などを目で見て確認できる方法を併用することが重要となります。このことから、情報発信を行う場合は、音声、文字、ピクトグラムなどのイラストなどを活用して、誰もが必要な情報を確実に受け取れるよう努め、安心して過ごせる避難所づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また､各種申請や手続の際の対応についても同様の配慮が必要であると考えてます。聞こえにくい方には筆談を行い、言葉が通じにくい方には優しい日本語や分かりやすい表現を用いて説明するなど、相手の状況に応じた対応を行い、必要な手続や案内が確実に伝わるよう努めてまいります。

なお、災害時にはスマートフォン等を活用した手話通訳サービスが提供される場合もあり、こうしたデジタル技術を用いた伝達方法も利用してまいりたいと考えています。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　この答弁に対して再質問します。聴覚障害者の災害時の対応として、情報保障が必要になってきます。個々の障害別の対応マニュアルの中に、答弁にもあったような聴覚障害者への対応を明記することが必要と考えますが、

これについての答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸）　お答えします。障害がある方などが有事の際の避難における具体的な対応マニュアルとしましては個別避難計画であり、その作成に当たりまして当事者への情報の伝達手段を明記し、例えば、筆談が可能や手話による会話ができる普段頼りにされている手話通訳者等の補足情報等も加えていきたいと考えております。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　それでは、次の質問に移ります。次に、学校関係の質問を２点行います。

１点目に、学校のデジタル化についてです。

学校では、欠席の連絡、配布文書などの学校と保護者の連絡手段をデジタル化しているということをお聞きしています。生徒は１人１台端末で学習しています。小学生の保護者から、「体力テストの結果や保健の記録などは毎年ペーパーで保護者に届いていたのに、今年はペーパーレスになった」、「子どもの記録は形として紙で欲しかった」、また「計算ドリルがなくなってタブレットに移行された。計算ドリルのほうが力が付くのではないか」との声が寄せられています。

デジタル化することは、教師の負担軽減や情報伝達の高速化など利点があるというものの、紙ベース対応のほうが良い場合があります。何でもデジタルというよりは、子どもや保護者にも意見を聞いてみんなで決めて進めることが大切かと考えます。これに対する見解を求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（西澤仁志）　まず、保護者連絡システムにつきましては、小中学校と保護者との連絡ツールとして令和７年度から運用をしており、保護者からの欠席、遅刻連絡に加え、学校や教育委員会からのお知らせ等の配信に活用しております。

令和７年度末に保護者を対象に利用に関する満足度調査を実施したところ、５段階評価で平均４．０３となり、全体として一定の評価を頂いております。

自由記述では、「使いやすい」、「繰り返し確認できて便利」、「学級だよりをカラーで見ることができる」、「子どもの出し忘れがない」といった意見がある一方、「双方向のやり取りができるようにしてほしい」、「紙とデジタルの併用を見直してほしい」、「機

能を充実してほしい」といった意見も頂いております。

このように、保護者連絡システムについてはおおむね肯定的な評価を頂いているものと認識しております。一方で、議員御指摘のとおり、子どもの成長の記録など、手元に紙として残しておくことが望ましいものについては、従来どおり紙での配布についても検討する必要があると考えますので、今後、各学校の状況を確認し、適切に対応してまいります。

次に、１人１台端末で活用している学習支援ドリルにつきましては、紙のドリルを全て廃止し完全にデジタル化したものではございません。学習内容や児童生徒の実態に応じ、読むことや書くことの大切さも踏まえながら、紙の教材とデジタル教材を学校の判断により使い分け併用しております。

学校のＩＣＴ化については、様々な意見や考えがあるものと認識しております。教育委員会といたしましては、デジタル化そのものを目的とするのではなく、変化する社会の中で、児童生徒の学びの充実や教職員の業務負担の軽減、保護者との円滑な情報共有を支える重要なツールとして適切に活用していくことが重要であると考えております。

今後も児童生徒や保護者、学校現場の意見を十分に踏まえながら、デジタルと紙、それぞれの特性を生かした効果的な活用について検討し、実情に応じたメリハリのある運用を進めてまいります。

○議長（河村善一議員）　　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　　保護者の意見、子どもたちの状況や声をつぶさに受け止めていただき、デジタルとアナログのそれぞれの良さを生かして適切な対応をしていただくことをお願いします。

それでは、次の質問です。２点目に、特別支援学級についてです。

各小中学校に設置されている特別支援学級は、６人以上のクラスには特支多人数アシスタントが配置されています。学年が違う子どもたちの学習や一人一人の障害の違いによる対応など、特別支援学級の担任教師の負担は大きいと感じます。指導体制が十分であるのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　　学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（西澤仁志）　　特別支援学級の指導体制につきましては、法令に基づく学級編成基準に従い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導が行える

よう、県教育委員会とも協議しながら、必要な教員配置に努めております。

また、担任だけでなく、まちの予算により各校に特別支援教育支援員を１名配置するとともに、必要に応じて介助員を配置するなど、個々の実態に応じたきめ細やかな支援を行っております。

さらに、今年度から教育委員会事務局に指導主事を配置し、特別支援教育をはじめ教育相談の充実を図るとともに、福祉部局や関係機関と連携し、就学に向けた支援にも取り組んでおります。

一方､支援を必要とする児童生徒の状況や教育的ニーズは多様化していることから、今後も教職員研修や関係機関との連携を充実し、児童生徒一人一人に応じた指導・支援体制の充実に努めてまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　現場の状況を見極め、県費の特支多人数アシスタントに加えて、町費での支援員や介助員を適切に配置するようお願いします。

では次に、個人住民税減免制度について質問します。

近年、物価高騰や雇用環境の変化などにより、失業や収入減少によって生活困窮に陥る世帯が増加しています。個人住民税は前年所得を基準として課税される制度であることから、急激な収入減少や失業が発生した場合、現実の担税力と課税額との間に乖離が生じる場合があります。こうした中、滋賀県内においても、大津市をはじめ、失業や著しい収入減少に対応した住民税減免制度を設けている自治体が存在する一方、自治体ごとに制度や運用基準に差が見られます。住民税は市町村民税と県民税で構成され、市町村が賦課徴収を行っていますが、同じ県内において住民負担や救済措置に差異が生じている現状については、税負担の公平性や生活再建支援の観点から検討が必要ではないかと考えます。また､住民税減免制度は､単なる徴税上の措置ではなく､生活困窮者支援や地域福祉の観点からも一定の役割を担う制度であると考えます。

以上を踏まえ、３点について質問します。

１点目に、愛荘町における個人住民税減免制度についてです。

現在の愛荘町における個人住民税減免制度の内容及び運用状況、失業や著しい収入減少に対する減免運用は行われているのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　税務課長。

○税務課長（藤澤雅史）　当町の条例に規定されております個人住民税の減免につき

ましては、生活保護法の規定による保護を受ける方や、災害により被害を受ける方などが対象となり、失業や著しい収入減少に対する減免については、規定はございますが、現時点において減免対象となった事例はございません。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　２点目に、県内自治体との制度差についてです。

同じ県民税を含む住民税でありながら、自治体間で減免制度や運用に差が生じていること、税負担の公平性や担税力への配慮の観点から、県内の自治体との均衡を検討することについての見解を求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　税務課長。

○税務課長（藤澤雅史）　県内自治体との均衡を図ることにつきましては、困難であると認識をしております。

その主な理由ですが、個人住民税の減免制度や運用につきましては、地方税法において各自治体が地域の実態や納税者の個別の事情に照らし主体的に判断すべきものであると規定されているからでございます。また、税負担の公平性や担税力への配慮とは、他の自治体と基準を同じくすることではなく、当町の納税者一人一人の個別具体的な担税力を考慮することであると考えております。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　３点目に、生活困窮者支援としての対応についてです。

失業や急激な収入減により納税困難となった住民に対する生活再建の観点から、どのような対応を行っているのかについて答弁を求めます。また、失業や著しい収入減少を考慮した減免基準の明確化や制度整備を行うことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　税務課長。

○税務課長（藤澤雅史）　納税が困難となった背景や事情は、個々の納税者により様々です。そのため、まず窓口等においては、現在の生活状況や収入の見通しについて傾聴し、納税者とともに納付方法を考えております。

そこで、一時的に納期内納付が困難であっても、自らの御判断と責任において少しずつ納めるという真摯な納税意思をお持ちの方に対しても、その意思を尊重して受け入れることとしております。また、必要に応じて福祉部門の窓口へつなぐなど、生活再建に向けた丁寧な対応を行っております。

次に、失業や著しい収入減少を考慮した減免基準の明確化や制度整備についてでご

ざいますが、現在のところ、新たな基準等の整備を行う予定はございません。なぜなら、減免の適用に当たりましては個々の納税者の皆様の置かれた状況や個々の生活実態を十分に考慮して総合的に判断する必要がございます。これらを一律的な基準として固定化いたしますと、個々の具体的な事情に応じた柔軟できめ細やかな対応が困難となり、真に救済を必要とする納税者への対応に支障を来す可能性があるからでございます。

本町といたしましては、現行の規定のもと、今後とも個別の丁寧な対応に努め、それぞれの状況に応じた適正かつ公平な運用を行うことが最も重要であると考えております。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　今ほど答弁がありました町民への対応について再質問します。町民が税務課に納税相談に来たときは、相談者の困り事などの話を聞くことを基本に町民に寄り添った対応を行うことを求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　税務課長。

○税務課長（藤澤雅史）　そういった税務課のほうに来庁された納税者につきましては、相談のために来庁された方に対しては、相手の立場に寄り添うということをまず心がけて、言葉遣いなども含めて親切丁寧な対応をするよう今後も努めてまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　それでは次に、公民館の雨漏りについて質問します。

公民館に雨漏りしているところがあります。公民館はいずれ解体するとの説明がありますが、現在はたくさんの人が使用しています。１年半以上は使うことがはっきりしていますので、雨漏りを緊急に改修することを求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水惠一）　利用者の皆様に御不便をおかけし大変恐縮でございますが、令和９年度末の閉館を予定していることから、多額の費用を伴う調査や修繕は見送る方針でございます。本年５月の雨漏り以降、ブルーシートやバケツでの応急処置、安全な経路への誘導により、利用への支障を最小限にとどめる対応を続けております。建物の老朽化が進み、部分修繕では根本解決が困難であり、町財政への影響も考慮した苦渋の決断でございます。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も閉館までの間、利用可能な区域においては、皆様が安全に安心して施設を御

利用できるよう日々の巡回や適切な状況把握を徹底し、安全管理の対応に万全を期してまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　今ほどの答弁に対して再質問します。苦渋の選択いうことではよく分かりますが、やはり現在雨漏りしている場所は通路です。大ホールは使ってませんけれども、その大ホールと違って、ここも町民が使っているところです。それを直さないというのは、町民の立場に立ち切れていないということだと思います。いずれ町民が活動している部屋まで雨漏りすることもあり得ることです。現在、町民が活動している部屋が雨漏りした場合はどのように対応するのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水惠一）　利用料を徴収する貸室に雨漏りが発生した際は、利用者様の安全確保と快適な利用環境の維持を最優先に考え、室内の浸水拡大や二次被害を防ぐための応急対策を迅速に対応してまいります。雨漏りの程度が激しく安全な利用や活動に支障を来すと判断される貸室につきましては、当該部屋の利用を停止し、管内のほかの利用可能な貸室や、町内で貸室を提供している施設の御案内など、利用者の皆様に御不便を強いることが最小限となるよう、振替え代替部屋の確保、案内を実施してまいります。閉館までの残り期間、建物の経年劣化に伴う不具合が生じる可能性は十分に認識をさせていただいております。職員による日々の点検や巡回を強化し、異常の早期発見に努めるとともに、町民の皆様が安全かつ安心して施設を御利用いただけるよう、適切かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　御丁寧に答弁いただきましたけれども、やはり部屋が雨漏りしたら修理するとか、通路だったらしないとかいうことではなく、やはり通路でも部屋でも町民が使う場所なのですから、緊急に修理が必要であること、これはそこを公民館を使用している方から直接お聞きした話ですので、それを受け止めていただきまして緊急の修理をしてほしいということを再度訴えまして次の質問に移ります。

最後に、愛の郷複合施設化について質問します。

まず、６月議会の議案審議で、愛の郷複合施設化の実施設計費用について質疑したところ、現在ある公共施設の中でほかの施設の部屋を使っていただくことで稼働がで

きるかどうかということでのシミュレーションとかも打たせていただいた中で概略設計に踏み込ませていただいているとの答弁がありましたが、どのようなシミュレーションをしたのかについて答弁を求めます。また、今現在でも利用率としては非常に低い利用率の部屋も施設もございますとの答弁がありましたが、非常に利用率の低い部屋や施設とは具体的にどこなのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　シミュレーションについては、各施設の利用団体について、人数、利用頻度、曜日、時間帯、活動内容などを確認し、改修後の愛の郷や町内の既存公共施設で活動を継続できるかを検討したものです。

また、愛の郷だけで全ての活動を受け入れるのではなく、ハーティセンター秦荘など町内の既存公共施設も活用することを前提として検討したものです。

次に、６月議会で申し上げた利用率として非常に低い部屋については、各施設の利用実績を確認した中で、例えば調理室については、町民センター、愛の郷、ハーティセンター秦荘のいずれにおいても、ほかの諸室と比較して利用頻度が低い状況にあります。

なお、利用率という表現は厳密な稼働率を算定したものではなく、利用件数、利用時間、利用頻度などの実績を比較した中で利用実績の低い諸室があるという趣旨で申し上げたものでございます。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　今ほどのシミュレーションのところの答弁について再質問させていただきます。そのシミュレーションは、そういう答弁でしたけれども、これから愛の郷が複合施設化した場合でも町内のほかの施設も併せてその活動を継続できるかどうかということを検討したということを言われてるんですけれども、これは町民に聞いて継続、町民不在の中でのシミュレーションだというふうに考えますけれど、役場の中で、それだったらこれで全ての活動が保障できるというふうに、結果としてはそういう結果になったのかどうか、それと町民にそれを聞いたのかどうか、この段階で聞いたのかどうかということについて答弁をお願いします。

○議長（河村善一議員）　公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（森野直樹）　こちらのシミュレーションにつきましては、実績に基づいてのシミュレーションになります。あと、今ほど町民の声を聞いた

のかというところでございますけれども、８月６日に利用者に対して聞き取りをした中で、実情等を把握して、様々な団体のそこの課題、問題等も把握させていただいて、総合的に今後配置できるというのを検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河村善一議員）　　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　　このシミュレーションというのは、結局、概略設計に入る前にシミュレーションしたということで６月議会で答弁いただいてますので、その段階のことを申し上げたんですけど、また後でもちょっと関係してきますので、次の質問に移りたいと思います。

８月６日、町は公民館・町民センターのサークル活動利用団体への説明会を行いました。参加者から、「申込みをして借りられる保証はあるのか」、「夜でも借りられるのか」、「畳の部屋は確保できるのか」など、改修後の部屋の確保や不安の意見が寄せられました。また、「調理室は必要。なくさないで」との声もお聞きしました。防災施設にもなるのですから、調理室と畳の部屋は必要だと考えます。

説明会で明らかになったのは、行政がサークルの実情を把握できていないということです。愛の郷で活動しているサークルや団体の数は１４ほど、公民館・町民センターでは１９ほど、ハーティセンターでは４０ほどのサークルなどの利用があり、４施設で７０を超えるサークルなどの団体利用があります。個々のサークルにヒアリングをした上で、どういう部屋が必要かということを把握してから設計に進むのが道理だと思います。サークルに対して８月に説明会と用紙による意見聴取を行っただけで、あわただしい間に合わせの構造になっています。愛の郷の複合施設化が具体的に動き出した昨年度１年間でできたことです。必要な手順を踏まない中での改修ありきの姿勢は道理がありません。これについての見解を求めますが、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　　必要な手順を踏まず改修ありきで進めているのではないかとの御指摘でございますけれども、町としましては、利用者の意見を聞くことなく部屋の配置や仕様を固定して進めているものではありません。

概略設計は、必要な機能や改修範囲、概算事業費などを把握するために実施したもので、最終的な部屋の配置を決定したものでもありません。

８月６日の説明会についても、実施設計や今後の施設運営の参考とするため、利用

団体の活動実態や御意見を直接お聞きする場として開催したものでございます。

また、その後も、図書館、ハーティセンター秦荘、庁舎などにＱＲコード付の意見用紙を設置し、意見箱を設けて広く御意見を伺っております。

いただいた御意見については、施設整備、運用面に整理し、実施設計や今後の施設運営に活用してまいります。

○議長（河村善一議員）　　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　　今ほど答弁がありました行政の見解について再質問します。議会に概略設計が示されたのは今年の３月であり、町民には現在も何も示されていません。昨日の一般質問での答弁を聞いていても、実施設計の間際になって町民の意見がどれだけ反映できるのか疑問です。公民館・町民センターを使っているサークルの中には、ハーティセンターまでは行けない、高齢者や障害者はゆめまちテラスの２階では使えない、愛の郷を使いたいというサークルやハーティセンターでも構わないというサークルもあるかもしれません。サークルの希望がどこになるのか聞いた上で、移ってもらえるのかどうかをそれぞれのサークルに直接聞いてオッケーを確認してこそ、愛の郷にどういう部屋が必要かという答えが出てきます。先ほどシミュレーションの段階で、また概略設計の期間にそれをしてこなかったことに手順の誤りがあることを再度指摘します。行政は誤りではない旨を答弁をしていますが、８月６日の説明会の配布文書に、活動内容、利用人数、必要な設備に応じて、愛の郷複合施設化だけではなく、ハーティセンター秦荘やゆめまちテラスなど、ほか他施設の利用も含めて最適な場所を整理しますと書いていたことを具体的にどのように実行するつもりなのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　　公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（森野直樹）　　基本設計は全体的な俯瞰して設計をさせていただいたところでございます。現在、実施設計というところで、業者が決まった間際だからこそ具体的な説明を聞かせていただいて、そこにどう落とし込むかというのは具体的に設計に反映することができますので、この時期というのは適正な時期だと考えております。

また、ほかの施設とのところもございましたけども、前の答弁にもございましたように、ハーティセンター、ゆめまちテラス、ほかのたくさんの施設がございます。その施設のそれぞれの施設の見取図等を皆さんにお配りして、使える施設を少しでも多

く理解してもらえるように取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　それでは次に行きます。５月１１日の議会全員協議会資料、福祉センター愛の郷複合化の今後の進め方についての中で、４、今後の方向性、概略設計は詳細設計に入る前に必要な機能や改修範囲、概算事業費を把握し、事業全体を確認するために行ったものですと書かれていますが、概算事業費の金額について答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　概算事業費につきましては、概算設計時点において約８億６，０００万円です。これは、概略設計時点で想定した改修内容に基づく概算額であり、この金額で事業を実施することを決定したものでもありません。

現在、発注しております実施設計において必要な機能や改修範囲、設備内容等を改めて精査し、既存部分をできる限り活用するなど、概算事業費からの縮減を図りながら、説明会等で皆様方からいただいた意見も参考にした上で実施設計をまとめていくこととしております。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　公共施設等適正管理推進事業債で、設計、改修を行うとのことを聞いていますが、公共施設等適正管理推進事業債の条件として、愛の郷の改修のほかに公民館・町民センターの解体が含まれるのかについて答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　愛知川公民館、町民センターの解体工事等についても、公共施設等適正管理推進事業債の対象となっており、事業の９割を充当することができ、その５割は交付税措置されることとなります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　町では、財政立て直しの対策に追われていますが、このような中で多額の財源を必要とする、そして多額の借金を増やす愛の郷複合施設化計画は止めるのが賢明であることを訴えます。また、公民館・町民センターの除却費用にも多額の財源が必要になります。財政問題、進め方の問題から、愛の郷複合施設化計画は止めることを求めますので答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　愛の郷の複合施設化計画を止めるべきとの御意見についてですが、町においてはこれ以上先送りできない課題解決に向けての取組ですので、事業を進めることが不可欠と考えております。

本町の公共施設を今後も全て現在の規模のまま維持していくことは、老朽化への対応や更新費用、維持管理費など将来の財政負担を考えると困難であり、既存施設を有効に活用しながら、施設の集約化・複合化を進める必要がございます。

一方で、町の財政状況が厳しい中、多額の事業費を要することについては十分認識しております。このため、概略設計の内容をそのまま実施するのではなく、実施設計において必要な機能、改修範囲、事業費及び財源を改めて精査し、利用者の御意見も踏まえながら、事業費の縮減を図ってまいります。

財政状況が厳しいからこそ、将来にわたって全ての施設をそのまま維持するのではなく、既存施設を有効活用し、町民活動への影響にも配慮しながら、持続可能な公共施設の再編を進めてまいります。

○議長（河村善一議員）　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　先ほど答弁があった、おおまかに言った計画は止めない、進めるということについて、再質問します。全ての事業において、その財源は血税であることを忘れてはなりません。町民が納得する方向に持っていくのは当然のことです。町の厳しい財政状況をよく知っている町民もこの頃は多いです。そういう方に、「お金がないのに大きな借金をしてまで進める必要があるのか」という御意見をお聞きします。町長にお聞きしたいと思います。厳しい財政状況のもとで、愛の郷複合化で新たに多額の財源を使い新たな多額の借金を増やすことについて、町民に対してどのように説明責任を果たすのかについて町長の答弁を求めますので、答弁を求めます。

○議長（河村善一議員）　町長。

○町長（有村国知）　今回、後半の御質問が、この愛の郷ということでもございました。また、公民館・町民センターということでもございましたけれども、先ほど来、担当課におきましても御答弁を申し上げておりますように、それぞれの公共施設ではこのまま存続させる余裕があるんでしょうか。そのことに向き合わないということが、果たして責任ある行政、責任ある政治ということになるのでしょうか。このまま老朽化をしていく、ではそこにどんどんお金をかけていこうと、町のいろんな行政ニーズ

は社会の成熟化とともに変わってきています。これらの公共施設が造られた４０年、５０年前と今は随分、高齢の方々もお増えいただいてますし、また社会の担い手である若い世代というのは減ってきております。そういう点で、再三、昨日来も御答弁を申し上げておりますけれども、この課題に向き合う必要があるから今、向き合っているんだというところだと思っております。その全てを等しく老朽化していく、またそこに漫然とお金をかけていくというところよりも、しっかりと取捨選択をしながら、また町内の皆様にも折り合いをつけていただく部分、これは正直出てくるということも申し上げておりますけれども、みんなで御協力を頂きながら、次代に向けてしっかりと強い財政、強い愛荘町行政ということをつくっていかねばならないということであるので、この課題に向き合わない、課題の先送りをするという安きなことではなくて、しっかりとこれを議論の天秤に乗せながら御質問を頂き御答弁もしっかりと申し上げ、御理解を頂くことによってこれを進めていきたいというふうに考えておるものでございます。特に起債をしてというところでも先ほども申し上げておりますけれども、これらは公共施設等適正管理推進事業債の対象ということでもございます。事業費の９割を充当することができ、その５割は交付税措置ということでもございます。これは国のほうとしても、やっぱり公共施設ということをしっかりと適正な管理をしていくということが肝要であるということで設けられているこの起債のスキームでもございますので、こういうことを有効に活用しながら適切な公共施設の量ということに収れんをさせていくということが肝要であるというふうに考えておるものでございます。

○議長（河村善一議員）　　１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　　では、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（河村善一議員）　　瀧議員の一般質問は以上で終わります。

◇　小菅久宣議員

○議長（河村善一議員）　　続きまして、５番、小菅議員。

５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　　５番、小菅です。一般質問を行います。まちの財政見直しについて一問一答でお答え願います。

まちの財政見直し。６月議会以降、６月１８日経営戦略課より、愛荘町の財政状況の報告、議会勉強会の資料が配付されました。

それによると、資料６の財政状況の悪化の要因分析は、外的要因に、人口動態の変化（少子高齢化・人口の減少)、社会保障関係の扶助費の増加、個人住民税、地方税の減収、物価高騰、賃上げ、金利の上昇、光熱水費や資材価格の高騰、業務委託料や工事請負費の上昇、金利の上昇、公債費（借金の返済額）の増加。国の施策・制度改正による影響。会計年度任用職員の制度により（令和２年から)、人事院勧告（職員給等の見直し)、最低賃金の引上げ（委託料の増)、制度改正等による社会保障の増、自治体システムの標準化に伴うコスト増。

内的要因には、合併後の公共施設の増加。旧町時代から施設を維持しながら新たな施設を建設。合併特例債（有利な地方債）の発行が終了した。多数の施設保有による物価高騰影響の増加。インフラ・施設の一斉の老朽化。長寿命化改修工事が集中。事業が集中することによって地方債の発行、公債費の増。地方債の借金が返済額を上回るほどになる借金の増となっています。

ということから質問いたします。

外的要因や内的要因を見ながら、まちは財政の健全化を取り組まなくてはならない。財政をどこで見誤ったのか。令和７年９月町内主要法人の実質的な撤退で、法人住民税約１億５，９００万円を減額補正したときにはどうだったのか。町執行部は、長寿命化統廃合が済めばという雰囲気で、財政の危機感を持って企業誘致や財政指数の事柄を全員協議会で質問してきた。外的要因や内的要因はどこのまちでもあることです。どこで見誤ったのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　町長。

○町長（有村国知）　財政の見通しを見誤ったという認識はございません。本町の財政は以前から厳しい状況が続いております。そして、現在の財政上の厳しさは、特定の法人に関わる税の減収だけを要因とするものではございません。賃上げへの対応、あらゆる事業に関わる資材単価や人件費、光熱費、物価の高騰、そして昨年は地元負担も伴う大きな事業でもある国民スポーツ大会等の開催もございました。

そもそも経常経費の支出が高い、すなわち固定的な支出が高い当町にとっては、経費の上昇は財政の困難さをすぐに招く状況でありました。ゆえ、常に難しい問題や課題の先送りは良くないです、向き合う必要があるのですとお伝えをしてきていると存

じます。

町内にこれほどの公共の施設や拠点があるのですから、硬直化している理由は皆様お分かりだとも感じております。

また議員から、長寿命化や統廃合が済めば一段落するとのお話を頂きましたが、これらの取組は今まさに本格化させるべき重要な局面でございます。確かに、庁舎や保健センターの統合は１つの大きな区切りではございましたが、現在は愛の郷の複合化にも取り組んでおり、本町の厳しい財政状況を鑑みれば、その他の施設再編も避けて通れません。加えて、既存施設の長寿命化改修も順番に到来しています。引き続き、こうした現状について御理解を賜りますようどうかお願いを申し上げます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。見間違ったんじゃないと、前から厳しい状況が続いているということでありながら、内的要因と外的要因を置きながら、ちょっと今、財政指数がおかしくなってきたという、１００を超えたという中でのこの一般質問となってますので、よろしくお願いいたします。

２番、財政悪化の要因１。

要因、人件費の増加。人件費の増加で令和元年までは正職員１８１人だけという業務で行い、アルバイト、パートの人材はどういう形態か、令和２年より会計年度任用職員が１７９人増加、年々増加し、最大で令和４年２２９人、その後、増減があるが、今年度８年度は正職員１９１名、会計年度任用職員２１４名となっている。６年に勤勉手当、７年度に地域手当が出されるようになった。人件費の削減はどうか、職員の勤務形態の見直しをどう思うかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　人件費の増加に対する本町の対応といたしましては、職員の処遇改善を堅持しつつ、デジタル化や業務の見直し等による総人件費の抑制と、働きやすい職場環境の実現を両立させる持続可能な行政運営を目指してまいります。

法改正等に基づく会計年度任用職員への手当支給などは削減の対象とはなり得ない一方、職員数そのものや業務量につきましては精査の余地があると認識をしております。いま一度見直しを進めていく方針でございます。

取組を進めるに当たっては、単なる人員削減により職員の過度な負担増加や健康面への悪影響を招かないよう十分に配慮しつつ、人件費の適切な管理と、職員が働きや

すい職場環境づくりを車の両輪として進め、限られた財源の中でも必要な行政サービスを提供できる体制を構築していきたいと考えております。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。再質問します。令和元年までは正職員１８１人だけで業務をやっていたのかというとこら辺を、どうなんですかというところを聞きたいと思います。その中にアルバイトとかパートとかそういう人材はいたのかていなかったのか、合併してから１８１人で業務を行っていたのかというところを問いたいと思います。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　令和元年度につきましては１８１名、もちろんアルバイト、パートということで、臨時職員も存在してたというところでございます。そういった中で、コロナ禍を通じまして、その後、特にそれの影響もございましたけれども、正規職員または２年度からは会計年度任用職員になってございますけれども、増えているというような状況でございます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　あの数字の中には書かれてなかったので、その辺を問わせてもらいました。要するに、会計年度任用職員制度が始まったので移行したというふうに捉えさせていただきます。また、質問の中で、職員数そのものの業務量につきましては精査して余地があるということで答えていただいております。その辺もしっかり人件費の削減の一つになろうかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。３番、８、財政悪化の主な要因２、物件費の高止まり。

物件費とは、消耗品費、施設の維持管理費、業務の外部委託費などがある。類似団体の平均を下げるには、およそ２億円の削減が必要とある。どのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　結論として、物件費の削減は、公共施設の複合化、集約化を最大の柱として進める必要がございます。

本町が類似団体平均を上回る要因は、施設の維持管理費と業務委託料です。光熱水費や修繕費、指定管理料は施設の数に比例するものでありまして、施設そのものを減らすことが最も確実な削減案でございます。

現在、福祉センター愛の郷の複合化を計画しており、これに伴い、愛知川公民館・町民センターを廃止をいたします。また、体育施設の再編につきましても、公共施設マネジメント推進委員会で議論を重ね、本年度中に一定の方向性をお示しできればと考えております。

こうした個別施設の判断を一つ一つ積み重ねることが物件費削減の確かな道筋と考えており、着実に取り組んでまいります。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。再質問します。財政難の中、施設の維持管理費、修繕を物件費の高止まりに伴って進めていくということは、財政調整基金がちょっとたまるまで１年でも２年でもちょっとストップしてからたまってからというような考えはございませんか。取りあえず、今の情勢の中でしっかりと進めていく、１年、２年たまってからというようなことはないか、ちょっとお問いいたします。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　今の御質問でございますけれども、議論の余地はあるというふうには認識をしておりますけれども、ただ先ほどから町長も申してますように、公共施設の集約というものにつきましては、立ち止まることが良いのかどうかというところも踏まえまして考えていきますと、例えば愛の郷の集約につきましては、やはり後の公民館・町民センターの解体ということもございますので、解体といいますか、事業、施設自体を閉めていくというのもございますので、そういったところも踏まえますと、やはり一定の負担をかけながらですけれども、進めていく必要があるのかなというふうに思っております。特に、有利な起債等もしっかり活用しながらですけれども、財政等見極めながら進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　立ち止まることなく、ちょっとは考える余地はあるというふうに捉えさせていただきました。しっかりと財政を見ながら進めていってもらいたいと思います。

４番に行きます。物件費の上昇の背景で、旧町公共施設を維持し、２０年代に新築、建て替えをしてきた結果、肥大化してきた施設の維持管理を財政が圧迫する。公共施設の在り方を抜本的に見直すためには、各課検討なされまとめられているでしょうが、

公共施設最適化室長の方向性はどのように指示されているのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　契約管財担当課長。

○契約管財担当課長（外川孝司）　本町では多くの公共施設を保有しており、老朽化に伴う修繕費や更新費など､今後の財政負担が大きな課題であると認識しております。

公共施設の見直しについては、公共施設最適配置推進室が施設の方向性を各課に指示しているものではなく、町全体の方針として取り組んでおります。愛荘町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設マネジメント推進委員会において、施設の利用状況や老朽化、維持管理経費、今後のまちづくりの方向性などを踏まえ、今後の施設の在り方を検討しております。

その中で、公共施設最適配置推進室は、町全体の公共施設を俯瞰し、施設所管課が抱える課題を把握するとともに、各政策監や関係課との横断的な協議、調整を行い、統廃合、複合化、機能の集約、再配置など、まちとしての方向性を整理し、取組を推進する役割を担っております。

今後も、各施設を個別に判断するのではなく、必要な行政サービスを維持するという視点を持ちながら、町全体として施設総量の適正化と将来負担の軽減を図り、持続可能な公共施設マネジメントを進めてまいります。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。次の質問、各課の持つ多くの事業見直しが必要かと思います。どの事業もなかなか難しいと思いますが、各課で政策監の方向性はどのように指示されたのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　所管課に対しては、事業を縮小またはやめる判断も含めて検討するように指示をいたしております。

経費を数パーセント削る発想では成果は上がりません。目的を達したもの、社会情勢が変わったもの、他の事業と重複しているものは、縮小ではなく廃止、統合を検討する必要があると考えております。

さらに、緊急性の観点から延期や中止ができるものの判断、そして直接的な予算削減にはつながらないものの、業務を効率的に進め生産性を高める組織についても、重要な柱として位置づけております。

どの事業にも様々において関係される方々がおられ、判断や実行は容易ではござい

ません。事業をやめることが目的ではなく、限られた財源で町民の皆様に必要な成果をお届けすることが目的でございます。その視点を共有しながら見直しを進めてまいります。

○議長（河村善一議員）　教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（西川傳和）　教育委員会におきましても、本町の厳しい財政状況を重く受け止め、持続可能な行政基盤の確立に向け、予算執行の厳格化と事業の不断の検証に事務局を挙げて取り組んでまいります。

前例踏襲で行われてきた各種事業や委員会は、必要性や費用対効果を多角的に検証し段階的な見直しを進めます。

一方で、学校や幼稚園、図書館などの身近な施設や事業を安定して推進し、子どもたちの学びを守ることは極めて重要な責務でございます。町が進める公共施設の最適配置と緊密な調整を図りつつ、ＩＣＴの活用や民間活力の導入による経費の最適化に努めてまいります。

愛荘１６年教育の深化をはじめとする未来への投資を重視しながら、中長期的な視点に立って持続可能な教育行政の推進に誠心誠意努めてまいります。

○議長（河村善一議員）　企画政策監。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行）　今後も厳しい財政状況が続くものと認識しております。このため、限られた財源をより効果的、効率的に活用する観点から、既存事業について、必要性、効果、費用対効果等改めて検証し、事業の重点化や実施方法の見直しを進めてまいります。特に、行政が担うべき役割を踏まえ、事業の統合、縮小、廃止を含め検討してまいります。

一方、住民生活への影響にも十分配慮し、必要なサービスを確実に維持しながら持続可能な行財政運営の実現に努めていきます。厳しい財政状況を踏まえ、政策監として部局全体はもちろんのこと、町全体の事業も俯瞰し、限られた財源をどこに重点的に配分するのかをマネジメントしていくことが非常に重要であると認識しております。

○議長（河村善一議員）　福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀）　本町の厳しい財政状況を乗り越えるため、福祉部におきましては福祉部定例課長会議を緊急に開催し、まずは現在の財政状況を全課長間で危機感を持って共有いたしました。その上で、今年度の事業の目標と今後の重点施策について、次の３点について具体的な見直しを行うよう指示を

いたしました。

１点目は、部内における類似事業の整理・統合です。各課をまたぐ共通の課題や目指すべき将来像が合致しているものを精査し、重複する事業の再編を進めてまいります。

２点目は、手段や実施方法の最適化です。単なる予算一律カットの縮小ではなく、事業そのものの目的を各係の現場レベルで原点に立ち返って協議し、５年、１０年先のまちを見据えた最適な手段への見直しを図ります。

３点目は、財政負担の最小限化と効果の最大化です。限られた財源を優先順位を付けて配分し、真に住民のお困り事に寄り添う支援へ集中させていきます。

これらの見直しを福祉部内で横断的にかつ迅速に進め、子どもたちの健全育成、住民の健康増進、そして誰もが未来にわたり安心して愛荘町で暮らし続けられるまちづくりを、覚悟と責任を持って展開してまいります。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　厳しい財政状況を踏まえ、所管する各課の事業を個別に見るだけでなく、部局全体を俯瞰し、限られた財源についてどこに重点的に配分するのかをマネジメントしていくことが非常に重要であると認識しております。

そのため、関係する各課には、これまで実施してきたという理由だけで継続するのではなく、事業の必要性や費用対効果、町民ニーズを改めて検証し、継続、見直し、重点化を整理するよう求めております。

道路や下水道など町民生活に直結する事業は優先順位を付けて計画的に進める一方、商工観光や農林振興については事業効果や実施手法を検証し、ふるさと納税など自主財源の確保につながる取組については歳入確保の観点からも強化していく必要があると考えております。

また、所管部局だけでは解決できない課題については、政策監級で財政状況や各部局の課題を共有し、部局横断的に施策の優先順位や政策課題の解決を図りながら、引き続き、町全体として持続可能で効果的な行政運営につなげてまいります。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　今、各政策監から方向性について各課のほうに指示がされた中の内容を聞かせていただきました。どの課にしても大変な削減やと思います。教

育にしても福祉にしても産業にしてもどの課にしても、今やってきた事業をなくすわけにはいけないし、それをどういうふうに効率的にやっていくかということだと思います。そこで再質問いたします。

８月末までに各政策監から取り上げられた財政健全化で、まとめ役の総務政策監にお聞きします。総務、企画、産業、福祉、教育、各政策監、教育次長より、どのような削減事業が出されたのか、各部署から示された主なものを２、３、お教えいただければありがたいです。また、感想、意見等もお聞かせください。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　各所属におきまして、事業の見直し、縮小、廃止も含めてですけれども、８月末に取りまとめをしていただいて、各政策監、次長のほうに提出を頂いて、その結果を今現在、今、経営戦略課のほうで精査をさせていただいております。その結果につきましては、基本的には今、精査中ですので、次回の全協、９月２４日開催の、そこで内容をお示しをさせていただいて、御意見のほうもお伺いさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

実際、現在取りまとめさせていただいておりますけれども、どうしてもやっぱり住民サービスに直接影響のある事業につきましては、今ここでお示しすることはなかなか難しいというふうには考えております。その中でも、住民サービスに直接影響のない部分、特に役場内で完結できるといいますか、そういった案件になりますけれども、今年度に事業を見直しをもうかけている事業、または次年度予算で縮小していく予定の案件を幾つか紹介のほうをさせていただきたいと思います。

１つ、職員が利用する公用車ですけれども、現在、利用頻度の調査をしておりまして、その調査結果によって、数のほうを、公用車ですけれども、計画的に減らしていきたいというふうに思っています。

それと、職員のパソコンですけれども、１人１台情報系というのがございますけれども、そのほかに各課ごとに複数台あるんですけれども、住民基本台帳の個人情報が入っております基幹系のパソコンというのがございますけれども、その基幹系のパソコンの台数のほうも今、見直しているところでございます。

それと、庁舎等の用務員業務を、これも外部のほうに委託をしてるんですけれども、そういった部分の縮小、例えば清掃を頂く日数を縮減するとか、そういった部分も考えているところでございます。

あと細かな話ですけれども、庁舎に複数、新聞がございますけれども、ＳＮＳの発達もございまして、現状見させていただいていると読まれている方がほぼおられないというところもございますので、そういったところの新聞購読料の見直し。

あと、庁舎に複数台テレビがございます。過去はいろいろ住民さんへのいろいろな周知とか情報コーナーに置かせていただいて放映とかもさせていただいたんですけど、現在はもう災害時以外にはほぼ利用してないというところもございますので、そういったテレビの台数の見直し。

その後、昨年度から庁舎の開庁時間の短縮をさせていただきました。それに伴いまして、職員の時間外の勤務が減少しておりますので、そういった部分についても来年度の予算には反映できるのかなというふうに思っております。

幾つがございますけれども、ほかにも。主なものを挙げさせていただきました。以上でございます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。感想を。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　申し訳ございません。それぞれ各課のほうに事業の見直しのほうをいろいろと御提案をさせていただいて求めたところでございますけれども、やはり各課それぞれ、担当も含めて課のほうではしっかりと計画を立てて予算化を頂いている事業でございますので、なかなかやっぱり縮小とか廃止という部分には至らない部分がございました。ただ、そういった中でもしっかりと精査をしていただいている各所属もありましたけれども、基本的には非常に厳しい現状があるのかなというふうに思っているところです。今後、予定ですけれども、もう少し踏み込んで各事業の精査のほうをさせていただく必要があるのかなというふうには思っておりまして、その部分につきましては私ももちろん入りますけれども、経営戦略課のほうが中心になりまして、各それぞれ事業ごとの精査、事業見直しをしていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。まあまあ各課から出てきた中で、政策監としても言えること言えないこと等々あろうかと思います。大変、その中でもっと精査ということを今お聞きいたしました。

再々質問します。今、住民要望、いろいろ財政難の中でこの中になった中の原因として、住民の要望が多く、住民サービスとして手厚くなり過ぎたのか、長寿命化、施設統廃合が遅れて財政難に陥り、多くの事業の住民サービスの削減が見直されなければならない事態、今、立ち止まって再生の道を、どこかで住民にどういうふうな場で説明されるのかされないのか、町長のほうにお尋ねいたしたいと思います。

○議長（河村善一議員）　町長。

○町長（有村国知）　住民の皆様への周知というところがどうであるのかというお問いということでございますね。昨日も少し御質問を他の議員からいただきまして、この周知というところはお答えをさせていただいたとおりでございますけれども､本日、新聞の報道のほうにもお載せも頂いている紙面がございましたけれども、愛荘町の行政がなかなかに厳しいというところは発信ということ、今、決算の時期でもございますので、この部分ということが議会のほうに、後にまた住民の皆様に御報告していくということを６月議会のときにも触れてということでございますけれども、改めてホームページ等々でその辺りを周知をしていくということを今考えておるものでございます。また、町の広報というところもございますので、そのようなチャネルということを活用していくということで考えております。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。ホームページ等々という話もありますけど、しっかり見ない方もいらっしゃますし、住民全体の中で周知できるような方法もほしいかなと思います。

次の質問に移ります。町長にお尋ねします。町長執行部と議会が予算や各事業の決議し認めてきました。今、大変な状態で、まちの財政を見直し抜本的な改革見直しをなされなければなりません。トップダウンの指示はどのように指示されたのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　町長。

○町長（有村国知）　この状況を奇禍、チャンスとして一層本質に立った仕事の在り方、事業のありようを構築していこうという指示につきます。

町民の皆様は、充実した行政サービスを求めておられます。一方、財政破綻するような自治体は求めておられません。どこかでバランスを取る必要があります。高齢化は進み、社会の担い手は減っています。公共施設のみならず、農業を含めた社会イン

フラの更新に大変大きな支出を充てています。そして、行政に解決の手段をお求めいただく要請事項は広がる一方です。支出は幾らでも増えていきます。全ての支出は安全・安心のためです。

というスパイラルで、出発点は社会の善意ではあるのですが、やはり時代に応じた見直しや、そこは折り合いを何とかつけていただいてという場面を迎えているということだと思います。

私も地域と先輩方に育てていただいた人間ですから、たとえ現下の大変な状況があったとしても、苦しい財政となったまちですから、先輩方の面倒は見れないんですよとは言いません。しっかり支援してまいります。そのためには、現役世代やその子どもたち、事業家、地域のためにと穏やかに額に汗していただいている皆様に選ばれ続けるまちであらねばなりませんので、改めて折り合いをつけていただく、御理解、御協力を頂く、そのためにこそプロとしての行政マンの力をより一層、今、発揮するときとのメッセージをお伝えしております。時代の変化を機敏に捉え、変化の波を乗りこなすまちになれるかどうかの分岐点だと思います。

職員の皆様にとっても、人生の大切な時間を捧げる愛荘町ですから、ど真剣に前向きに取り組めることだと思っております。私は変化できる組織が生き残るとずっと考えておりますので、その先頭に立ちますし、職員の皆様の主体的、能動的な仕事ぶりを応援をしていきます。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。今、町長のほうから、仕事の在り方、事業のありようを構築していくよう指示がありましたというような話で再質問させていただきます。農林振興課より、集落営農条件整備事業補助金、トラクター、田植機、コンバイン等の導入助成金の減額の通知が、タイムスケジュールの関係で、農業組合長、営農組合長に出されています。とっても悲しい。農業振興での愛荘町の随一の事業の導入に助成削減のメスが入ったんです。上限２００万円、３分の１という条件整備事業の中です。もう農業組合長のほうに通知が行って、削減というところまでメスが入ってます。財政難というとばっちりを受けなくてはならないということで、町長、これしょうがないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（河村善一議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１０時４７分

○議長（河村善一議員）　休憩前に引き続き会議を始めます。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　これは、ちょっと厳しい財政状況の中で、あらゆる分野で町単独補助金については見直す必要があるのではというふうに一定考えておりまして、先日、各農業組合長及び営農組合長に文書のほうを送付したものでございます。加えて、国庫補助金事業の活用に対する御案内もさせていただいた次第でございます。ただ、現在、内部協議段階でございまして、決定をしたものではございませんので、その点について御理解いただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。決定したことじゃないということと、また減額ということもありますし、出てるいうことはどうなんかなというふうに思います。

次の質問に移ります。まちの一般財源不足で、長野外周道路もまだ事業ができない状態です。当地域での農地の基盤整備が計画されています。基盤整備事業の計画変更、２号線、３号線を、町道でなく農道の事業を進めることは考えられないか。基盤整備事業からは国からも県からも費用が出てくる。予算の取り方の工夫も財政の見直しにつながるのじゃないかと意見を求めます。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　議員御案内の基盤整備事業の計画変更による農道整備への切替えは極めて困難であると考えております。

その理由といたしましては、まず１点目に法制上の課題がございます。当該路線は既に町道として認定され、区域決定も完了しており、農業者専用の農道としての整備は制度上は困難と判断をしております。また、基盤整備事業のメニューには、道路法に基づく道路整備の対象が含まれてはおりません。

２点目には、仕様の不一致がございます。当地域で予定されている基盤整備事業内の農道は砂利舗装が想定されており、町道に求められるようなアスファルト舗装には

ならないと考えております。

３点目には、安全対策上の懸念がございます。本路線は地域住民の生活道路であり、農道に変更した場合、歩行者や車両の安全対策等が十分に確保できなくなるため、地域住民の御期待に添えられず、地元の同意を得ることは極めて困難と考えております。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。なかなか困難というところ、また外周道路にはもう８年度からという話も止まってますので、これ事業が塩漬けにならないよう、もっと予算取りの工夫もしっかりしてほしいという、いろんな工夫の中で予算取りを持っていってもらいたいかなと思います。

次の質問に移ります。自主財源であるふるさと納税の状況は、現時点でどのような状況なのか。ふるさと納税協力隊の進捗はどのようなのかお尋ねいたします。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　本町ふるさと納税の過去３年間の受入額の推移につきましては、令和６年度寄付件数６，１０８件、受入額約１億６，６００万円、令和７年度寄付件数８，３０５件、受入額約２億６００万円、令和８年度８月末までの寄付件数２，２８１件、受入額約４，７６０万円と推移いたしております。

近年の傾向といたしましては、ポータルサイトの複数展開や町内事業者による魅力的な返礼品の出品、開発、さらには中間支援業者によるＰＲ効果が功を奏し、着実に実績を伸ばしているところでございますが、一方では、全国的な返礼品競争の激化により、今後より一層の工夫が求められていると厳しく認識をしております。

また、本取組に対する効果検証につきましても、単に寄付受入額の総額を見るだけではなく、多角的な視点からの評価を行うことが不可欠であると考えております。

次に、ふるさと納税に特化した本町のふるさと応援協力隊の進捗についてですが、現在、ふるさと納税業務を委託している中間支援業者と契約を締結し、同分野に精通した人材の募集に向けた調整を進めている段階でございます。

今年度は２名の募集を予定しており、採用後は今年度中にしっかりと本町事業者との調整や新規返礼品の開拓等に携わっていただき、次年度からは新たな視点を踏まえ、町内事業者の皆様と一丸となって魅力ある返礼品の発掘、開発につなげていけるよう、現在、中間支援業者と綿密に協議を進めているところでございます。

本町といたしましては、新たな力を呼び込むことで、さらなる自主財源の確保と地

域経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。ふるさと納税はとても大事な財源事業です。ふるさと納税の返礼品開発において、愛荘のアピール、特産品、農産物、ブランドの紹介等を愛荘物語で発信できたらいいと思います。いま一度ふるさと納税の返礼品開発の決意のほどをお聞かせください。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　行財政改革を推進し、未来への投資へ向けた財源を確保していく上で、ふるさと納税という自主財源の果たす役割は極めて重要であるというふうに認識をしております。昨日の久保田議員の御質問でも御答弁しましたけれども、様々な課題が山積はしておりますけれども、それらを十分に今の中間支援業者と協力をしながら、前向きにふるさと納税の額を増額できるように推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（河村善一議員）　５番、小菅議員。

○５番（小菅久宣議員）　５番、小菅です。財政難の中、行財政改革等、また各課の事業の削減等々厳しい中、令和８年の中でこういう事態になっております。これ、しっかりと愛荘町の中で進めていかなくてはならないということは確かなことでございます。しっかりとこういう場をみんなと共有しながら、議会も執行部のほうも話合いの中で進めていくのが大切かなと思ってます。これ、住民サービスの拡大が増えれば増えるほど重荷になる部分もありますし、そこを削減するというのは本当につらいことになろうかと思いますので、この財政難の中を何とか進めていきたいと思いますので、しっかりとよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一議員）　小菅議員の一般質問は以上で終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（河村善一議員）　暫時休憩します。再開を１１時１０分といたします。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時０７分

○議長（河村善一議員）　休憩前に引き続き会議を始めます。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（河村善一議員）　日程第２　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件の説明を求めます。

町長。

○町長（有村国知）　提案をさせていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

議案書３ページから７ページでございますが、一括して御説明申し上げます。

町内の人権擁護委員は現在、秦荘地域３名、愛知川地域３名の計６名おられ、法務大臣から委嘱を受けて人権擁護活動を行っておられます。委員の任期は３年となっており、委員６名のうち本年１２月３１日に任期満了となる５名の人権擁護委員につきまして、後任の候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第６条第３項に、市長村長は当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされておりますので、今回、議会の意見をお願いするものです。

まず、議案書３ページの現委員でございます治武まさ子氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

治武まさ子氏は、昭和４９年４月１日に滋賀県教職員として奉職され、平成２４年３月３１日に退職されました。

奉職中は同和加配、人権教育主任、特別支援教員などを歴任されるなど、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動を頂いており、今回４期目の再任委員として推薦をお願いするものです。

次に、４ページの現委員でございます青木藤一郎氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

青木藤一郎氏は、昭和５３年４月１日に滋賀県教職員として奉職され、平成２８年３月３１日に退職されました。

退職後は東近江市教育委員会の幼・小・中連携推進委員、愛荘町要保護児童対策地域協議会の委員などを歴任され、現在は愛荘町特別支援教育、教育支援委員会の会長をされておられ、子どもの人権や児童虐待問題等に深く関わってこられ、人権問題に

もよく精通され、地域社会においても信頼され、中立、公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいており、今回、３期目の再任委員として推薦をお願いするものです。

次に、5ページの小川良子氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

小川良子氏は、令和２年４月１日に滋賀県教職員として奉職され、令和８年３月３１日に退職されました。

在職中、小学校、中学校の特別支援学級、教諭、人権主任担当などを歴任され、特に秦荘西小学校では、児童生徒支援加配として地域総合センターと連携しながら児童の人権教育に深く関わっておられ、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立、公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って取り組まれており、今回、新任委員として推薦をお願いするものです。

次に、６ページの森義明氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

森義明氏は、昭和５７年４月１日から令和６年３月３１日まで、滋賀県内の養護学校、盲学校に勤務され、現在は町内の障害福祉サービスの共同作業所に勤務されておられます。

長年にわたり、県内の養護学校、盲学校に勤務され、障害のある子どもたち一人一人の人格を尊重しながら、その自立と社会参加を支える教育に尽力されてこられ、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立、公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に取り組まれており、今回、新任委員として推薦をお願いするものです。

次に、７ページの西川ひとみ氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

西川ひとみ氏は、昭和５６年４月１日に滋賀県教職員として奉職され、令和３年３月３１日に退職されました。

在職中は支援学級の担任、東近江市の就学相談員、児童生徒支援加配などを歴任され、家族や学校、地域と連携しながら、児童の人権教育にも深く関わっておられ、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立、公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に取り組まれており、今回、新任委員として推薦をお願いするものです。

いずれも任期は令和９年１月１日から令和１１年１２月３１日までです。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　本件は愛荘町議会申合せ事項第３条人事案件に基づき、質疑を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。質疑を省略します。

説明がありました人権擁護委員の候補者を推薦することについて、適任者であると認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、治武まさ子氏、青木藤一郎氏、小川良子氏、森義明氏、西川ひとみ氏は適任者であると町長に回答することに決定しました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一議員）　日程第３　議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　それでは、議案書の８ページをお開きください。議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例について。

上記の議案を提出をするものでございます。

説明につきましては、別冊議案説明資料２ページをお願いをいたします。

まず、愛荘町工場立地法準則条例制定理由でございますが、法に定められている緑地面積率を町が準則条例を制定することにより緩和し、企業の緑地面積確保の負担軽減及び工場敷地内での新たな設備投資を促すことを目的として制定するものでございます。

次に、条例制定の要旨でございます。第１条では趣旨、第２条では定義、第３条では適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合、第４条では緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法、第５条では他の地方公共団体の長との協議、第６条では周辺の地域への配慮、第７条は委任の７条立てとなってございます。

施行期日につきましては、令和８年１０月１日でございます。

以上説明とさせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　何点か質問させてもらいます。非常にいい一歩を踏んでいただいたなというふうには思っておるんですけれども、過去にこのような問合せがなかったのか、あった場合にそのときはどういうふうな対応をされたのか、それであきらめられたこともあったかなと思うんですけども、ちょっとそこをまず１点お聞かせください。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　今年度に入りまして、６件の相談を受けております。昨年度までは年１回から２回ぐらいの問合せはあったと聞いておるんですが、主として工場の奨励金等の相談であったと確認をしているものでございます。

○議長（河村善一議員）　４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　企業誘致いうことで、企業さんが来ていただくことは非常にありがたいことですので、その辺は前向きに進めていっていただきたいなと思っておるんですけれども、議案書のほうの９ページのほうを見させていただきますと、この住居系とか商業地域とかいう文言が上から３行目ぐらいであるんですけれども、愛荘町に限っては都市計画区域内非線引きの観点から、この文言がすごく一人歩きしないかというところにちょっと懸念がありますので、ここの考え方をどのようにされるかいうことをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　確かにおっしゃるように、愛荘町は都市計画区域内の非線引きということで、線引きがされていないという地域ではございますけれども、あくまでもこの住居、商業地域と同等の環境にあってはということですので、愛荘町で言ういわゆる市街地と呼ばれる部分、あるいは商業区域になっている部分の取扱いとして考えているものでございます。

○議長（河村善一議員）　４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　あらかじめ、その辺のことは、そういう解釈であるということを相談があったときには的確に説明をしないといけないなと思います。でないと、マスタープランであったりとかいろいろの今までの計画がちょっと崩れそうな気がしますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。例えば、この件に関しましては、最終、７条ですか、町長の意見を求めるということとか、何かそういう一人歩きしないように、来ていただきたいんですけれども、住民の方々に迷惑のかからないことはやっぱり徹底してもらわなあかんので、そこは重視していただきたいなと思います。

パーセントが低くなるということは周辺の緩衝地帯とよく言いますけども、５メートルとか４メートルとかいうふうにあると思います。これは何のためかと言いますと、やはり騒音であったりとか、騒音がほとんどですけども、逆に粉塵の対応とかいうことが非常に問題視されることになるかと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　確かに御指摘のとおり、緩衝地帯を設けるには、騒音でありますとか粉塵対策、景観を重要視した役割があるというふうに認識をしております。まず、公害防止協定の締結の際にしっかりと協議をさせていただくとともに、工場立地法の計画段階で事前協議をしっかりと行いまして、それらの問題について指導できればというふうには考えております。

○議長（河村善一議員）　４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　その辺、十分協議いただきたいなと思っております。あと、既存工場、既存企業にもやはり、そのときには当時の県の、あるいは国の指導に基づいてされてきたと思いますので、その辺で理解を得ていただいて、何で前は、当初はこうやったんやとかいうことのないように、規準時というのは恐らく今回の決定日が基準時になると思いますけれども、規準時ということをちょっと説明いただいて進めていっていただきたいと思います。やはり、工場誘致というのは本当に大事な大切なことですので、その辺しっかりとしていただきたいなと思います。また、かといってあせると、もうざるみたいになってしまうこともありますので、そこだけは十分協議いただいて進めていっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（河村善一議員）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　これで質疑を終わります。

お諮りします。

愛荘町議会会議規則第３９条第１項の規定により、議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　　異議なしと認めます。

よって、議案第２８号　愛荘町工場立地法準則条例を、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　　日程第４　議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策監。

○企画政策監兼くらし安全環境課長事務取扱（羽田順行）　　それでは、議案書１０ページのほうをお開きください。

議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出します。

改正の趣旨の御説明をさせていただきます。議案説明資料の４ページのほうをお開きください。

改正する理由としまして、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和８年６月３０日に公布され、令和８年１０月１日から施行されることに伴い、改正条文を引用している本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨は、第２条第１号中、「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。第３条第１項中、「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。第５条中、「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

施行期日は令和８年１０月１日からの施行であります。

５ページには新旧対照表となっております。

御審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第２９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第２９号　愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第５　議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策課。

○総務政策監（生駒秀嘉）　補正予算書を御覧いただきたいと思います。２ページでございます。

議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５，３８１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２１億６，５９２万４，０００円とするものでございます。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは３ページをお願いをいたします。今回の補正の主なものにつきましては、事業の執行残等によるものと、あと会計年度任用職員の経験期間反映によるものの増減でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第１表　歳入歳出予算補正。

歳入。

９款１項地方特別交付金、補正予算額が５９９万８，０００円の減。

１０款１項地方交付税３億１，３５７万８，０００円の追加。

１４款国庫支出金１項国庫負担金１，３９５万８，０００円の追加、２項国庫補助金５万１，０００円の追加、３項委託金２４万２，０００円の追加。

１５款県支出金１項県負担金３５４万９，０００円の追加、２項県補助金４８６万８，０００円の追加。

１７款１項寄付金５０万円の追加。

１８款２項基金繰入金１億８，０４６万４，０００円の減。

１９款１項繰越金３５２万７，０００円の追加。

補正予算額といたしまして１億５，３８１万１，０００円の追加で、補正後の予算といたしまして１２１億６，５９２万４，０００円となってございます。

続きまして、４ページの歳出でございます。

１款１項議会費、補正予算額といたしまして１８万５，０００円の追加。

２款総務費１項総務管理費１，２２７万７，０００円の追加、３項戸籍住民基本台帳費２１７万３，０００円の追加、６項監査委員費１８万円の追加。

３款民生費１項社会福祉費１，２７２万９，０００円の追加、２項児童福祉費２，２５７万８，０００円の追加。

４款衛生費１項保健衛生費７３万９，０００円の追加。

５款労働費１項労働諸費２５万８，０００円の減。

６款農林水産業費１項農業費１０４万７，０００円の追加。

７款商工費１項商工費８４万３，０００円の追加。

８款土木費５項住宅費７０万５，０００円の追加。

１０款教育費１項教育総務費２９９万７，０００円の追加。次、５ページをお願いをいたします。２項小学校費で８９万３，０００円の減、３項中学校費で７１万円の追加、

４項幼稚園費で５０１万９，０００円の追加、５項社会教育費で６８４万６，０００円の追加、６項保健体育費で１５８万円の追加。

１３款諸支出金で２項基金費８，４３５万４，０００円の追加。

歳出合計で１億５，３８１万１，０００円で、後の予算が１２１億６，５９２万４，０００円となってございます。

２２ページから２５ページにかけましては給与費明細書となってございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

４番、久保田議員。

○４番（久保田正利議員）　１点だけちょっとお聞きしたいんですけども、この補正予算額というのは、毎年この時期におおよそこういう項目でされてるのか、ちょっとお教え願います。

○議長（河村善一議員）　総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉）　お答えをさせていただきます。基本的に、主なものについては予算の執行残と会計年度の関係と言わせてもらいましたけれども、毎年例年、執行残に係る部分のおおむねの予算の増減につきましては１２月にさせていただいておりました。今年度につきましては、できるだけ早くにいろいろと財政危機についての次の来年度の予算に向けてのいろんな計画等ございますので、できるだけ早くに執行残については各課から上げていただくということもございましたので、この９月に上げさせていただいております。

あと、会計年度の経験期間の反映の部分につきましては、例年この時期にさせていただいております。

○議長（河村善一議員）　ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３０号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　　起立全員であります。よって、議案第３０号　令和８年度愛荘町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　　日程第６　議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀）　　それでは、補正予算書の２６ページをお開きください。２６ページでございます。

議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４６９万２，０００円を追加し､歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９億５，３７７万１，０００円とするものです。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、第１表　歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。２７ページでございます。

歳入の部でございます。

１０款繰入金１項他会計繰入金４４７万円の追加。

１１款繰越金１項繰越金５６３万２，０００円の追加。

１２款諸収入２項雑入４５９万円の追加。

補正予算額１，４６９万２，０００円、補正後予算額１９億５，３７７万１，０００円でございます。

次のページ、２８ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

１款総務費１項総務管理費４２２万円の追加、その下２項徴税費２５万円の追加。

１０款諸支出金１項償還金及び還付加算金１，０２２万２，０００円の追加。

補正予算額１，４６９万２，０００円、補正後予算額１９億５，３７７万１，０００円です。

３４ページから３６ページは給与費明細書となっています。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３１号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第３１号　令和８年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第７　議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀）　それでは、補正予算書の３７ページをお開きください。

議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億１，６４６万２，０００円とするものです。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正によるものです。

以上の議案を提出いたします。

それでは、第１表で説明させていただきます。３８ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。

４款繰入金１項一般会計繰入金３９万６，０００円の減額。

５款繰越金１項繰越金３９万６，０００円の追加。

１３款国庫支出金２項国庫補助金３９万６，０００円の追加。

補正予算額３９万６，０００円、補正後予算額３億１，６４６万２，０００円でございます。

次のページ、３９ページになります。

歳出の部でございます。

１款総務費１項総務管理費３９万６，０００円の追加。

補正予算額３９万６，０００円、補正後予算額３億１，６４６万２，０００円です。

以上、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　　起立全員であります。よって、議案第３２号　令和８年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　　日程第８　議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀）　　補正予算書の４４ページをお開きください。

議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，９１９万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４，８９４万８，０００円とするものです。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正によるものです。

以上の議案を提出いたします。

それでは、第１表で御説明させていただきます。４５ページをお開きください。

まず、歳入の部でございます。

３款国庫支出金２項国庫補助金１６万１，０００円の追加。

５款県支出金２項県補助金８万円の追加。

８款繰入金１項一般会計繰入金２３３万１，０００円の追加、その下２項基金繰入金９万６，０００円の追加。

９款繰越金１項繰越金４，６５２万４，０００円の追加。

補正予算額４，９１９万２，０００円、補正後予算額１６億４，８９４万８，０００円でございます。

次のページ、４６ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

１款総務費１項総務管理費６３万３，０００円の追加、その下２項認定審査会費１１８万４，０００円の追加。

４款地域支援事業費２項包括的支援事業・任意事業４１万８，０００円の追加。

６款諸支出金１項償還金及び還付加算金２，７３６万３，０００円の追加、その下２項基金積立金１，９５９万４，０００円の追加。

補正予算額４，９１９万２，０００円、補正後予算額１６億４，８９４万８，０００円です。

５３ページから５５ページにつきましては給与費明細書となっております。

以上、介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一議員）　起立全員であります。よって、議案第３３号　令和８年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号～議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一議員）　日程第９　議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第１４　議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（阪本　崇）　令和７年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、御説明申し上げます。

議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての議案を提出するものでございます。

それではまず、令和７年度決算の概要、主要施策の成果について御説明を申し上げます。

概要書の３ページを御覧ください。

第１節、決算主要施策の成果、１、第２次愛荘町総合計画に基づく重点施策になります。令和７年度は第３期愛荘町未来創生戦略の３つの重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを軸に、次代を見据えた未来志向のまちづくりを推進しました。

２、決算の概要でございます。一般会計及び特別会計の決算の合計は、歳入総額、前年度比４億１，０１３万２，０００円増の１６億９，８６９万２，０００円となりました。歳出総額は前年度比４億３，６１１万１，０００円増の１５９億２，１３９万６，０００円となり、歳入歳出差引額は１億７，７２９万６，０００円の黒字、実質収支額につきましては１億３，２８３万９，０００円の黒字となったものでございます。

次に、（１）一般会計の決算規模と実質収支です。歳入につきましては、前年度比３億３，７４０万円増の１２３億４，７４５万７，０００円で、歳出につきましては、前年度比３億２，４６６万３，０００円増の１２２億４，９４７万２，０００円となり、歳入歳出差引額は９，７９８万５，０００円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源４，４４５万７，０００円を差し引いた実質収支は５，３５２万８，０００円で黒字となりました。

（２）歳入の動向につきましては、支出である徴税において主要法人の事業方針転換等に伴う法人町民税が２億６，６０７万２，０００円の減、定率減税終了等による個人町民税の１億３，０８４万７，０００円の増があったものでございます。

次に４ページを御覧ください。

（３）歳出の動向は、教育費で愛知川図書館、ハーティセンター秦荘の長寿命化改修工事、ＧＩＧＡスクール端末更新など、前年度比５５．６％増の２７億２，０８４万１，０００円と大幅に伸びたほか、義務的経費として人事院勧告等に伴う人件費２億８９６万５，０００円の増となりました。普通建設事業費においては、庁舎リニューアル

事業の完了により、前年度比１９．１％減の１７億５，９３０万円となったものでございます。

（４）地方債及び基金の動向については、一般会計における地方債の当年度末残高は、前年度比２億９，６６２万９，０００円増の１３５億８，９３４万５，０００円に拡大しました。また、基金につきましては、前年度比７億８，３９２万６，０００円減の３４億３，８９５万６，０００円に減少したものです。その中でも特に財政調整基金７億円を取崩しを行い、１１億８，２３９万２，０００円と減少したものでございます。

３、財政指標と今後の課題。

令和７年度の財政健全化指数については、実質公債費率や将来負担比率等の早期健全化基準を下回っており、制度上の財政健全性は維持されています。しかし、今後は物価高騰に加え、公共施設の長寿命化等により財政需要のさらなる増大が見込まれる。限られた財源で未来志向のまちづくりを着実に推進していくためには、公共施設の最適配置及び統廃合を最優先課題として断行しなければならない。併せて、ＤＸ推進による業務改善や既存事業の抜本的見直しなど、より一層踏み込んだ行政改革による強靭な財政基盤の再構築が急務であるということです。

続きまして、令和７年度一般会計の決算について御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。１１ページでございます。

議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、御説明させていただきます。

決算書に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。令和７年度愛荘町各会計歳入歳出決算書を御覧ください。

まず、一般会計の歳入でございます。２ページから５ページにかけて掲載をさせていただいております。４ページから５ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中央の、歳入、収入済額の列最下段を御覧ください。収入済額合計は１２３億４，７４５万７，２８８円で、その右、不能欠損額につきましては一般会計で処分をした不能欠損額の合計で、町税、給食費等の４２９万１，４５５円でございます。

続いて歳出でございます。決算書６ページから９ページにかけて掲載しております。８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。ページ中央、支出済額の列、最下段を御覧ください。支出済額合計は１２２億４，９４７万２，４６６円となり、歳入歳出差引残額は９，７９８万４，８２２円です。

続きまして、１６８ページをお願いします。実質収支に関する調書を御覧ください。区分の３、歳入歳出差引額９，７９８万４，８２２円から、４、翌年度へ繰り越すべき財源の（２）繰越明許費繰越額４，４５７万７，０００円を差し引きますと、５、実質収支額５，３５２万７，８２２円となるもるのでございます。

続いて、１６９ページを御覧ください。ここから財産に関する調書を掲載しております。

まず１、公有財産の（１）土地及び建物の表を御覧ください。表左側、土地、右側が建物になっております。それぞれにつきましては最下段の合計により御説明させていただきます。土地につきましては、決算年度中増減高の合計が１６万８，７９５．２３平方メートルの増で、要因といたしましては国からの権限移譲に伴う所有権移転によるものです。建物につきましては増減はありませんでした。

続いて、１７０ページを御覧ください。（２）物品については消防車及び自動車で、自動車について４台の減で合計３０台の保有となったものでございます。（３）債券については、愛荘町元気まちづくり支援資金貸付は、年度末残高が１４７万２，４５０円、また住宅新築資金等貸付は、年度末残高現在高１，４６７万８，１７４円で、合計といたしまして１，６１５万６２４円となったものでございます。

続きまして、１７１ページを御覧ください。（４）出資の権利につきましては、１０件の合計で３，８１４万６，０００円で増減はございません。

１７２ページを御覧ください。（５）の基金につきましては、財政調整基金をはじめ１３の基金の決算年度末現在高を掲載しており、合計は３６億３，８９５万５，５３２円となっております。また、表の最下段、土地開発基金につきましての増減はございませんでした。

続いて、同ページ一番下、（６）の有価証券については、西村教育基金の決算年度末現在高２４万７，８８２円になります。

以上、令和７年度愛荘町一般会計の決算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、令和７年度各特別会計の決算について御説明をさせていただきます。

議案書を御覧ください。議案書１２ページ、議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、１５ページ、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める

ことについてまで御説明をさせていただきます。

それでは決算書を御覧ください。令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算から御説明を申し上げます。

１７４ページ、１７５ページを御覧ください。歳入のページ中央、収入済額の列、最下段を御覧ください。収入済額の合計は８０万２，５１４円で、前年度比５０万３，３６７円の減となりました。

続きまして、１７６ページ、１７７ページを御覧ください。歳出のページ中央、支出済額の列、最下段を御覧ください。支出済額合計は歳入と同額の８０万２，５１４円となりました。

続きまして、１８２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書を御覧ください。区分１、歳入総額、２、歳出総額ともに８０万２，５１４円となりまして、３、歳入歳出差引額はゼロとなっています。

１８３ページ、財産に関する調書を御覧ください。（１）の土地につきましては、小集落地区改良事業用地は、事業に伴う買収により８９．０７平方メートル増の決算年度末現在高１万１，４５６．０１平方メートルとなりました。

続きまして、令和７年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

１８６ページ、１８７ページを御覧ください。歳入のページ中央、収入済額の列、最下段を御覧ください。収入済額の合計は１７億７，００８万８，１９１円、前年度比１０万７，６８８円の増となりました。その右、不納欠損額につきましては、国民健康保険事業特別会計で処分をした不納欠損額の合計で２４５万１，８００円です。

続きまして、１８８ページ、１８９ページを御覧ください。歳出のページ中央、支出済額の列、最下段を御覧ください。支出済額の合計は１７億３，９３２万４，２９２円で、前年度比６３１万４，４９７円の減となったものでございます。歳入歳出差引残額は３，０７６万３，８９９円です。

続きまして、２０４ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額から、２、歳出総額を差し引いた、３、歳入歳出差引額、並びに５、実質収支額は３，０７６万３，８９９円となりました。

２０５ページ、財産に関する調書をお開きいただきたいと思います。（１）基金につきましては、国民健康保険財政調整基金の決算年度末現在高は５，８８０万８，５５１

円で、前年度から３，５９３万１，６９５円の減となったものでございます。

続きまして、令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

２０８ページ、２０９ページをお願いいたします。歳入のページ中央、歳入済額の列、最下段を御覧ください。収入済額の合計は２億８，３７５万２，３２５円で、前年度比１，６６５万５，３８１円の増となりました。

続きまして、２１０ページ、２１１ページでございます。歳出のページ中央、支出済額の列、最下段を御覧ください。支出済額合計２億８，１７２万９，９２２円、前年度比１，７３１万５，９６２円の増となりました。歳入歳出差引残額は２０２万２，４０３円です。

続いて、２１８ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。区分１、歳入総額から、２、歳出総額を差し引いた、３、歳入歳出差引額、並びに５、実質収支額は２０２万２，４０３円となったものでございます。

続きまして、令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

２２０ページ、２２１ページをお願いいたします。歳入のページ中央、収入済額の列、最下段でございます。収入済額の合計は１６億９，６５９万１，７５０円で、前年度比５，６４７万２，９１０円の増となったものでございます。その右の不納欠損額につきましては、介護保険事業特別会計で処分した不納欠損額の合計で７６万５，９４０円となりました。

続きまして、２２０ページ、２２１ページをお願いいたします。歳出のページ中央、支出済額の列、最下段を御覧ください。支出済額合計１６億５，００６万６，５２７円、前年度比１億９４万９，３８２円の増となりました。歳入歳出差引残額は４，６５２万５，２２３円です。

続きまして、２４６ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。区分１、歳入総額から、２、歳出総額を差し引いた、３、歳入歳出差引額、並びに５、実質収支額は４，６５２万５，２２３円となりました。

２４７ページの財産に関する調書をお願いいたします。（１）基金につきましては、介護保険給付準備基金の決算年度末現在高は１億３，６７４万９，９２６円で、前年度から３，５１８万７，３６３円の増となっております。

以上、一般会計から介護保険事業特別会計までの令和７年度の決算について説明をさせていただきました。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一議員）　産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（水谷徹也）　それでは、議案書の１６ページをお開きください。

議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

令和７年度愛荘町下水道事業会計決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

令和７年度公営企業会計決算の概要、主要施策の成果のほうを御覧いただきたいと思います。

１ページの令和７年度下水道事業会計決算概要の総括でございます。上から１０行目、「また」以降でございますけれども、下水道事業における経理内容の明確化と透明性の向上を図るため、平成２７年度に公営企業会計移行に向けた基本計画を策定し、平成２８年度から平成３０年度の３年間で移行支援業務を実施をいたしました。平成３１年４月１日からは、官庁会計方式から公営企業会計方式に変更し、現在まで予算を執行しております。また、下から２行目でございますが、令和７年度末現在、公共下水道は事業認可区域１，０７３ヘクタールのうち９３８．９ヘクタールの区域で公共下水道の供用が開始されており、人口普及率は９９．７％、接続率は９５．１％になっております。

令和７年度の主な事業といたしましては、下水道使用料改定に向けた審議会の開催、山川原地先のマンホールポンプ制御盤更新工事を行っております。また、令和７年度は町内各地のマンホールポンプ場で雑巾やタオル等がポンプに詰まる事象が発生をいたしまして、マンホールポンプが故障する事案が発生をしましたことから、令和８年１月号の広報あいしょうに正しい下水道の使い方について啓発基準を掲載をいたしました。また、詰まりの発生源でありますアパートにも管理会社から啓発文書を配布していただいております。

続きまして、令和７年度愛荘町下水道事業会計決算書のほうを御覧いただきたいと思います。決算書の２ページでございます。令和７年度愛荘町下水道事業会計決算報

告書でございますが、こちらのほうにつきましては消費税込みの額となっております。（１）収益的収入及び支出で、収入の第１款下水道事業収益の決算額につきましては９億９，０６５万４，２２７円であり、支出の第１款下水道事業費用における決算額につきましては９億８，５７０万２，７３２円となってございます。

続きまして、３ページをお願いをいたします。（２）資本的収入及び支出で、収入の第１款下水道事業資本的収入の決算額は６億３，１９４万２，０００円であり、支出の第１款下水道事業資本的支出における決算額につきましては８億１，６７０万６，５４８円となってございます。

続いて、４ページにつきましては損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額で表示しております。１の営業収益３億７，８０３万１，６２７円と、３の営業外収益５億７，４８４万３，６２９円を合計し、収益総額は９億５，２８７万５，２５６円となりました。一方、支出につきましては、２の営業費用８億６，２０７万８，５４２円と、４の営業外費用の８，４２３万５，２７９円を合計し、費用総額は９億４，６３１万３，８２１円となり、当年度純利益につきましては差引き６５６万１，４３５円となりました。

以上で、令和７年度愛荘町下水道事業会計決算についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河村善一議員）　ここで監査委員の報告を求めます。

９番、村田議員。

○監査委員（村田　定議員）　監査委員の村田　定です。お手元に配付されています令和７年度愛荘町各会計決算審査意見書を御覧ください。一番最後の１０番になってると思います。令和７年度の愛荘町会計決算審査の結果を報告させていただきます。

１ページを御覧ください。審査の対象及び審査の期日は記載のとおりであり、令和７年度一般会計各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、付属書類、下水道事業会計決算書について、関係職員からの説明聴取、計数の正確性及び事務が法令に基づいて適正に処理されているかの確認、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、また予算執行状況の適否について慎重に審査しました。

次に、審査結果及び意見ですが、令和７年度一般会計各特別会計の歳入歳出決算書等を慎重に審査しました。各種調書等は関係法令等に準拠して適正に処理されており、

特に指摘すべき事項が見当たりませんでした。しかしながら、経常収支比率が１０２．１％となっており、町税等の経常的な収入で人件費等の経常的な支出を賄い切れておらず、財政の硬直化していると言えます。また、物価高騰や公共施設の維持管理などにより、全国的に自治体の財政運営が厳しくなるなどの背景もありますが、本町で実施している様々な住民サービスは、住民の皆様に納めていただいている貴重な町税等により運営されています。住民の皆様の公平性の確保と貴重な歳入の確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対応が必要となります。今後限られた財源で未来志向のまちづくりを着実に推進するために、業務改善や既存事業の抜本的な見直しを図り、より一層踏み込んだ行財政改革による強靭な財政基盤の再構築を行うなど、持続可能な健全財政の運営に努めていただくことを期待します。

２ページ以降は決算の状況、財政指標等を確認しました。資料掲載のとおりであり、この場での報告は割愛させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（河村善一議員）　これより議案第３４号から議案第３９号までの質疑に入ります。質疑ありませんか。

１０番、瀧議員。

○１０番（瀧　すみ江議員）　１０番、瀧です。ちょっと簡単なことなんですけど、一般会計のほうの決算書で１７２ページなんですけど、基金の手いじりがあります、が書いてあるページですけど、そこの基金の表の一番下に財政調整基金についてはと書いてまして、出納整理期間中に２億円を取り崩したということでなって、現在高がこんだけと書いてるんですけど、これがもう決算書のほうには取崩しが７億円になってるんですけれども、ここどういうように解釈したらいいんでしょうかね。つまり、決算年度中増減高というのが、表の中の、それはまだ２億円が反映されてなくてその現在高も反映されてないんですけど、これについてどう解釈していいのかということで、ただ決算書には７億円が収入済額になってるんですけど、そういうのちょっと分からないので説明お願いします。

○議長（河村善一議員）　経営戦略課長。

○経営戦略課長兼行革・ＤＸ推進室長（久保川瑞穂）　今ほどの財政調整基金でございますが、決算書の１７２ページを御覧いただいておるかと思います。下段のほうに書かせていただいておりますように、出納整理期間中、いわゆる３月３１日をもって

年度終了しておりますが、この期間中、４月１日から５月末までの間にこの財政調整基金２億円を取り崩しておるということで、上段の基金の表、一番最上段、財政調整基金のところで、年度中増減高で４億９，６９７万７，０００円の減となっておりますが、そこに更に２億円の取崩しがあって、現在高といたしましては、下段に書かせていただいている１１億８，２３９万２，０００円が最終的な財政調整基金の残高ということでございます。

○議長（河村善一議員）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第３４号　令和７年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、愛荘町議会会議規則第３９条の第１項の規定により、決算常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、議案第３４号は決算常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。議案第３５号　令和７年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第３９号　令和７年度愛荘町下水道事業会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託し、議案第３６号　令和７年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第３７号　令和７年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第３８号　令和７年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、議案第３５号から議案第３９号まで所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（河村善一議員）　本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

お諮りします。議事の都合により、９月９日から９月２４日まで休会したいと思い

ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一議員）　異議なしと認めます。よって、９月９日から９月２４日まで休会することに決定しました。

９月２５日午前９時３０分から本会議です。よろしくお願いいたします。

散会　午後０時２９分